

## 東京都民生委員・児童委員選任要綱

## 第1 目的

この要綱は、東京都民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選出について、一般的な基準を設定し、社会的要請に即応した適格な民生委員候補者を選出することを目的とする。

## 第2 民生委員の選任

## 1 民生委員の適格要件

民生委員の適格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨を考慮すると、おおむね次のとおりである。

## (1) 民生委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識をもち、社会福祉及び民生委員の活動に理解と熱意がある者
- イ 当該区市町村の議会の議員の選挙権をもち、担当予定区域又は隣接区域におおむね3年以上居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者
- ウ 生活が安定しており、民生委員活動に必要な時間をさくことができ、かつ、健康である者
- エ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- オ 児童委員として、児童の福祉増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者

## (2) 民生委員としての不適格者

- ア 当該区市町村の議会の議員の選挙権を有しない者（法第6条）
- イ 職業その他従事している事業が多忙である者、又は留守がちな者
- ウ 高齢や傷病のため民生委員として職務を遂行することが困難な者
- エ 民生委員としてふさわしくない非行のあった者（法第11条第1項第3号）
- オ 民生委員としての立場や活動を一党一派や政治目的のために利用した者（法第16条）

## 2 年齢

今日の地域及び地域住民を取り巻く社会情勢が推移する中であって、民生委員が地域住民の信頼を得、期待に応えるためには、住民生活の実態に即応した柔軟な指導力、機敏な行動力及び新しい時代感覚等が強く望まれていることを考慮し、次の年齢要件を

満たすこと。

(1) 新任者

ア 民生委員については、原則として67歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、70歳未満の者を推薦することができる。

イ 児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員（以下「主任児童委員」という。）については、原則として55歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、62歳未満の者を推薦することができる。

(2) 再任者

ア 民生委員については、75歳未満の者で、任期中職責を十分果たせるとと思われる者であること。

イ 主任児童委員については、原則として55歳未満の者であること。ただし、適格者を確保する上で必要と認められる場合は、65歳未満の者を推薦することができる。

3 年齢の計算時点及び計算方法

2に規定する年齢の計算時点及び計算方法は、以下のとおりとする。

(1) 年齢の計算時点

一斉改選時においては、委嘱予定日現在の年齢による。

任期中の欠員補充時においては、その一斉改選時の起算日現在の年齢による。

(2) 年齢の計算方法

年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）の規定にかかわらず、誕生日に相当する日をもって満年齢に達するものとする。

4 再任者の選任

民生委員の改選に当たって、現職の民生委員について選考を行う場合は、次に掲げるもののほか、これまでの活動実績等を具体的に検討して、任期中十分な活動ができる者の選出に努めること。

(1) 民生委員協議会の出席率

60パーセント以上の実績があること。

出席率の計算期間は、委嘱日から改選日の属する年の3月末日までとする。

(2) 活動記録の提出率

80パーセント以上の実績があること。

提出率の計算期間は、委嘱日から改選日の属する年の3月末日までとする。

5 選任に当たっての留意事項

(1) 民生委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼とすべきものであって、地域団体などの役員の機械的交替や割振りであってはならない。また、適格な候補者が定数まで得られない場合でも、政治的その他の理由で便宜的に選出しないこと。

(2) 候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、町会・自治会、

福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行う特定非営利活動法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

- (3) 現職議員は避けること。
- (4) 地域の事情等により常勤の公務員及び会社員等の被雇用者を選任する場合には、民生委員活動に支障がない者を選任すること。この場合には、雇用主（任命権者）の「承諾書」（別記様式1）の提出が必要である。
- (5) 民生委員協議会の適切な組織運営を確保するため、男女の均衡や年齢構成に配慮し、選任に当たること。特に、主任児童委員の選任に当たっては、少なくとも主任児童委員の定数が複数となる民生委員協議会においては、その半数は女性となるよう努めること。
- (6) 民生委員は、その従事している職業は問わないが、特に社会福祉の推進にふさわしくないとと思われる者は避けること。
- (7) 元民生委員であった者の選任に当たっては、前任期の解嘱理由が解消していることを確認すること。
- (8) 主任児童委員の選任に当たっては、児童福祉に関する理解と専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者で、次に例示する者等であること。
  - ア 児童福祉施設等の施設長、児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
  - イ 学校などの教員の経験を有する者
  - ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
  - エ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者
- (9) 民生委員の新任者の適格者を確保する上で、やむなく67歳以上の者を推薦する場合は、推薦理由を、候補者個人調書の特記事項欄に記入すること。
- (10) 主任児童委員の適格者を確保する上で、やむなく55歳以上の者を推薦する場合は、推薦理由を、候補者個人調書の特記事項欄に記入すること。

### 第3 民生委員推薦会

民生委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の構成及び運営によることを考慮し、決して政治的、その他の利害関係により推薦会委員を委嘱し又は運営することのないようにすること。

#### 1 運営

- (1) 推薦会は、地域団体又は職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまでも自主的に運営されなくてはならない。
- (2) 推薦会は、これを常設の機関とし、民生委員に欠員が生じたときは逐次開催し、長期間にわたり欠員の状態とならないよう留意すること。

- (3) 推薦会の招集は、委員長が行うが、委嘱後の第1回の招集は、委員長が選任されていないので、便宜上区市町村長が行うことが適当である。
- (4) 推薦会の開催に当たっては、民生委員の適格要件及び選任に当たっての留意事項等を明示し、かつ、適格性を審査するに足る資料を提示して審査を求めること。
- (5) 推薦会の開会は、推薦会委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席した推薦会委員の過半数で決定する。推薦会委員長は議事に関して可否同数の際の裁決権をもつが、表決権は有しない。
- (6) 会議は非公開とする。したがって、推薦会委員、幹事及び書記は議事に関して秘密を守らなければならない。
- (7) 推薦会の会議の状況について、次の事項等を記録しておく。
  - ア 開催期日及び時間
  - イ 出席した推薦会委員・幹事及び書記氏名
  - ウ 議事審議状
  - エ 表決及び裁決状況

## 2 留意事項

- (1) 推薦会委員は、諸分野から幅広く委嘱すること。
- (2) 推薦会の委嘱に当たっては、その適任者を選出するため、関係団体との連携を図るなど選出方法等を十分考慮すること。
- (3) 推薦会委員には、積極的に女性を加えるよう努めること。
- (4) 推薦会の幹事及び書記は、民生委員の職務内容、制度運営等を考慮して、民生委員関係部課、福祉事務所等の関係の職員を各1名以上委嘱すること。
- (5) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合は、これを解嘱すること。
- (6) 推薦会委員に対して、民生委員の職務内容、民生委員の改選の趣旨、推薦会の職責及びその運営方法につき具体的に指導すること。
- (7) 推薦会委員と現職の民生委員とが懇談会を開催する等の方法により民生委員に対する理解を深めるよう推薦会委員の指導に努めること。
- (8) 推薦会委員を民生委員に推薦することは避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が改選時において民生委員に推薦されることは差し支えない。
- (9) 推薦会委員の任期の起点は、改選年次の10月1日とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。区市町村長は推薦会委員を委嘱したときは、委嘱後速やかに「民生委員推薦会委員報告書」（別記様式2）により都知事に報告すること。  
なお、異動を生じたときにも、その都度速やかに報告すること。

## 3 民生委員推薦準備会

推薦会が、広範な区市町村の区域から適格な民生委員候補者を選出することは極めて

困難である状況から、推薦会の下部機関として民生委員推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置することが望ましい。

- (1) 準備会の設置区域については、出張所管轄区域や民生委員協議会の設置区域等適当な区域ごとにすることが望ましい。
- (2) 準備会の組織及び運営等については、推薦会に準ずるとともに、「推薦準備会設置運営要綱<参考例>」（別紙）を参考とすること。

#### 第4 民生委員の推薦及び指名手続

##### 1 推薦手続

推薦会が、都知事に民生委員候補者を推薦するに当たっては、別に定める手続によること。

##### 2 推薦の再考

本要綱等に定める適格要件を著しく欠く民生委員候補者の推薦があった場合には、都知事は、東京都社会福祉審議会に諮問する前に、当該候補者を推薦した推薦会に対して、当該候補者の推薦について、再考を求めることができる。

##### 3 再推薦

推薦会から推薦された民生委員候補者について、民生委員として適当でないと認めるときは、都知事は、東京都社会福祉審議会の意見を聴いた上で、その推薦会に対して再推薦を命ずることがある。再推薦を求められた場合は、再度適格者を人選の上推薦すること。

##### 4 審査

東京都社会福祉審議会は、推薦会から推薦された民生委員候補者について、都知事の諮問により第2に掲げる事項について書面又は実地調査等により審査を行い、必要があるときは、推薦会の委員長又は関係職員等の出席を求め、意見を聴くことがある。ただし、都知事の諮問は、東京都社会福祉審議会において特に審査を要すると認められる候補者について行うこととし、これ以外の候補者については省略することができる。

##### 5 その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域を担当する民生委員（以下「区域担当」という。）を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域担当に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当にする場合には、民生委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除を行うものとする。この場合、区市町村長は別に定める様式を都知事に提出すること。なお、辞令の伝達は、区市町村長において行うこと。

#### 第5 民生委員の委嘱

##### 1 委嘱通知

法第5条の規定により都知事の推薦した候補者が、厚生労働大臣により委嘱が決定された場合、都知事は、推薦会へその旨を通知する。当該民生委員に対しては、区市町村長から通知すること。

## 2 委嘱辞令の伝達

厚生労働大臣の委嘱状の伝達は、区市町村長が当該民生委員全員又はその代表者（被委嘱者が多数の場合）及び関係者の参集を求め、これを行う。

## 3 その他

区市町村長は、民生委員が委嘱されたときは、その者の氏名、住所及び担当区域等について、地域住民に周知させる方途を講ずること。

# 第6 民生委員の解嘱

## 1 解嘱手続

任期中において、区市町村長又は推薦会が都知事に民生委員の解嘱を内申する手続は次のとおりである。

### (1) 本人の意思にかかわらず解嘱をする場合の手続（職権解嘱）

区市町村長又は当該民生委員推薦会は、民生委員が法第11条第1項の各号のいずれか又は第16条の規定に該当すると認めた場合は、その理由を付して別に定める手続により解嘱を知事に内申することができる。

法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりである。

#### ア 第1号関係

「職務の遂行に支障のある」とは、主として長期出張その他住所の変更等により事実上職務遂行のできない場合をいう。

「これに堪えない場合」とは、主として傷病等のために事実上職務遂行に堪えない場合をいう。

#### イ 第2号関係

「職務の怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条等に規定する職務を怠ることをいう。

「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び同第16条の規定に違反した場合をいう。

#### ウ 第3号関係

「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、特に人格識見とも高く、地域住民からの信頼が厚いことが求められている民生委員の品位及び信用を著しく落とすような不徳義な行為をいい、たとえば、賭博、詐欺、その他破廉恥的行為等がある。

### (2) 本人の自発的な辞任の申出に基づき解嘱する場合の手続（一般解嘱）

区市町村長は、本人が自発的に辞任を申し出たときは、本人の辞職願（別記様式3）を添付して、別に定める手続により解嘱を都知事に内申すること。

## 2 解嘱通知及び解嘱辞令の伝達

厚生労働大臣により解嘱が決定された場合、都知事は、区市町村長又は推薦会にその旨を通知するとともに、解嘱辞令を交付する。

なお、解嘱辞令の伝達については、区市町村長において行うこと。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年12月1日から施行する。
- 2 決定の日から平成30年1月23日付29福保生地第1024号による改正後のこの要綱（以下「新要綱」という。）の施行の日の前日までの間において行う平成31年12月1日付民生委員・児童委員候補者審査分に係る民生委員・児童委員候補者の選任の手続は、新要綱によって行うことができる。